

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料(税)の減免などについて

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難となった方を対象に、保険料(税)の減免や猶予などの制度があります。

保険料(税)の減免について

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■対象世帯

- (1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①～③すべての要件に該当する世帯
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の収入の3割以上減少する見込みであること(株の取引による収入などは除く)
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ③減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※(1)に該当する場合は保険料(税)の全額が、(2)に該当する場合は、前年の合計所得金額に応じて保険料(税)の一部または全額が減免となります。

■対象の保険料(税)

令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されている保険料(税)

☎住民課 ☎388-1115

介護保険料(第一号被保険者)

■対象世帯

- (1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①と②の要件の両方に該当する世帯
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の収入の3割以上減少する見込みであること(株の取引による収入などは除く)
 - ②減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※(1)に該当する場合は保険料の全額が、(2)に該当する場合は、前年の合計所得金額に応じて保険料の一部または全額が減免となります。

■対象の保険料

令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されている保険料

☎健康介護課 ☎388-7171

■手続きに必要なもの(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料共通)

- ・印鑑(認印) ・被保険者証
- ・対象世帯(1)に該当する方は、死亡診断書または医師の診断書など
- ・対象世帯(2)に該当する方は、収入の減少見込みが確認できる書類(確定申告書の控えや源泉徴収票(前年分)、帳簿、給与明細書、廃業届など)
- ・失業した方は、雇用保険受給資格者証(国民健康保険のみ)

国民健康保険税の徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難な場合は、申請により徴収の猶予(延滞金の免除)が認められます。

☎税務課 ☎388-1112

国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金の支給について

被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、申請により要件を満たす方を対象に傷病手当金を支給します。

☎住民課 ☎388-1115